



市民のみなさまへ

＼道路を正しく使って快適なまちに／

道路空間の適正利用のお願い

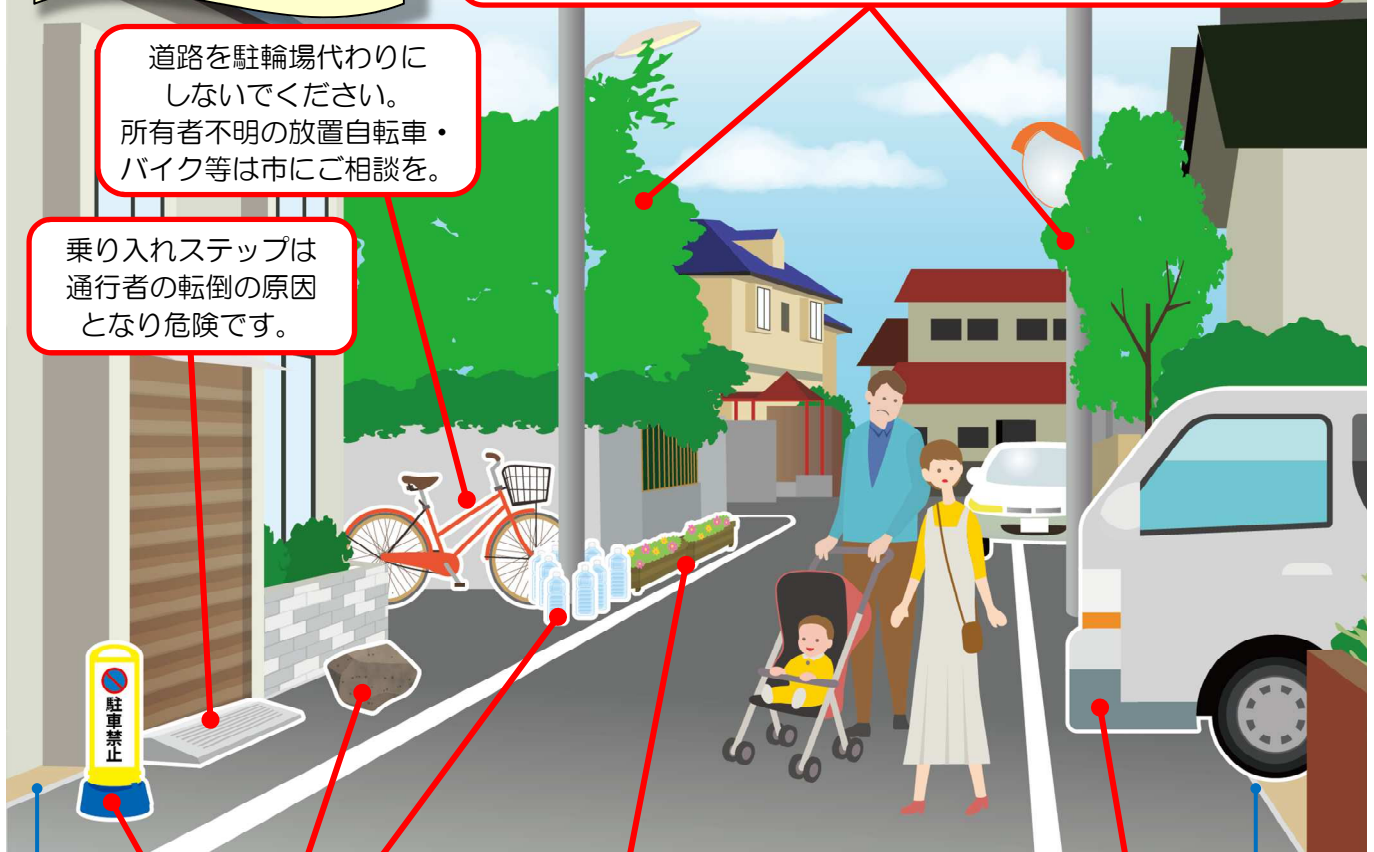
- 道路(公道)に個人の所有物を許可なく設置することは、道路法および豊中市法定外公共物管理条例により禁じられています。
- 道路に不法占用物を設置することは、通行の妨げになるほか、事故の原因、災害時の被害拡大を招くおそれがあり、大変危険な迷惑行為です。
- 不法占用物が設置されていることにより事故が発生した場合、**設置者(所有者)に賠償責任が生じる**場合があります。

よくある不法占用の例 ～ 住宅地編 ～

庭木の枝や草が道路に伸びていませんか？
 視界や街灯の光を遮るほか、接触事故につながる危険があります。
 自然に生えてきた植物であっても土地の所有者が管理しましょう。

道路を駐輪場代わりにしないでください。
 所有者不明の放置自転車・バイク等は市にご相談を。

乗り入れステップは通行者の転倒の原因となり危険です。



私有地

公道

私有地

道路は個人の花壇ではありません。
 綺麗なお庭づくりは私有地の中で。

道路は駐車場ではありません。
 はみ出し駐車もやめてください。

迷惑行為から自衛するためであっても
 道路に個人の物は置かないでください。

※公道と私有地との境界は個々の土地によって様々です。
 一見、公道に見えても私有地である場合があります。

<お問い合わせ>

豊中市役所 都市基盤部 基盤管理課 指導係
 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号
 電話:06-6858-2374 ファックス:06-6854-0492

公道は誰もが通行できる空間だよ。
 ひとり占めして使うのはルール違反！
 みんなで一緒に、安全できれいな
 道路にしていこう♪

